平成２８年（フ）第１３７号
埼玉県入間市春日町２丁目12番　６―402号
債務者　高山　陽子
1　決定年月日時　平成28年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第７２号
埼玉県東松山市大字石橋1689番地５　県営東松山石橋１―202
債務者　寳来　孝久
1　決定年月日時　平成28年３月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第４５号
静岡県富士市厚原1966番地の１
債務者　早坂　俊彦
1　決定年月日時　平成28年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第５号
京都府京丹後市大宮町周枳2088番地の１
債務者　吉岡喜美子
1　決定年月日時　平成28年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２８年（フ）第２８号
高知市高須１丁目10番７号　野中マンション302号
債務者　野々宮義和
1　決定年月日時　平成28年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第４２号
高知市福井東町26番37号　吉岡マンション202号室
債務者　橋田まゆみ
1　決定年月日時　平成28年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第３０号
北海道登別市新生町３丁目８番地６
債務者　工藤　賢司
1　決定年月日時　平成28年３月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２８年（フ）第３８号
北海道室蘭市陣屋町２丁目８番14号
債務者　菊地　琴恵（旧姓菊池）
1　決定年月日時　平成28年３月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２８年（フ）第４３号
岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第６地割80番地１　三堤住宅４号棟２号
債務者　山本　恵里
1　決定年月日時　平成28年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第５７号
盛岡市中堤町24番５号
債務者　伊藤　篤宏
1　決定年月日時　平成28年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第３８号
群馬県太田市台之郷町1101番地１
債務者　鹿山　　浩
1　決定年月日時　平成28年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第６２６号
大阪市旭区清水１丁目18番27号　マンションまさご　302号
債務者　指宿　克行（旧姓井手）
1　決定年月日時　平成28年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第７４７号
大阪市東淀川区豊新３丁目25番３号　ライラック上新庄　301号、前住所大阪府寝屋川市豊里町14番10号
債務者　谷口　和也
1　決定年月日時　平成28年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第８２５号
大阪府大東市南津の辺町５番20号
債務者　北川千江美
1　決定年月日時　平成28年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第９３３号
大阪府東大阪市角田３丁目３番43号
債務者　大東　　健
1　決定年月日時　平成28年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１０２４号
大阪市旭区太子橋１丁目２番20号　西川ビル501
債務者　松田　　均
1　決定年月日時　平成28年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１０５０号
大阪府東大阪市長堂１丁目16番２号　エミールふせ501号
債務者　酒井　進吾
1　決定年月日時　平成28年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部